

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	21	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 企業年金制度等は、事業主、従業員及び自営業者の自主的な努力に基づき、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度。</p> <p>・ 特例措置の内容 確定拠出年金制度をはじめとする企業年金制度等については、施行後約10年を経て見直しの時期になるとともに、「日本再興戦略 改訂2014」においても国民の自助努力促進の観点から制度の見直しを行うこととされていることから、現在、社会保障審議会企業年金部会において制度のあり方の検討を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。</p>	
関係条文	—	
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 上乗せ年金の制度改善を図り、多様な制度設計が可能な仕組みとするとともに、企業年金等の普及・拡大を図り、公的年金と上乗せ年金を組み合わせ、老後の所得確保を支援すること</p> <p>(2) 施策の必要性 先般の法改正により長らく我が国の企業年金制度の柱であった厚生年金基金制度については縮小・廃止方向に向かうことなどにより、中小企業を中心として企業が企業年金を実施・継続するための制度改善の要望が多く寄せられている。</p> <p>また、若年層や女性を中心に、ライフコースの多様化に伴い、働き方も長期間一つの職場で継続して就労する形態に加え、職場を変えて継続して就労する形態、ある時期は就労・ある時期は家庭（在宅）など、複線化・多様化が顕著になっている。他方で、現在の企業年金制度は、職場や働き方ごとに縦割りとなっており、職場や働き方に応じて加入できる制度や給付・掛金・加入限度額が変動するなど自助努力による老後の所得確保策として改善すべき点がある。</p> <p>加えて、公的年金の給付水準の調整が予定されている中で企業年金等の役割は高まる傾向にあり、諸外国においても、公的年金と私的年金の組み合わせによって老後の所得確保を図る方向で制度設計を行う流れとなっている。</p> <p>こうしたことから、企業年金制度等について、各制度の普及・拡大を促進するとともに、国民の老後の所得保障策を充実させるため、全般的な見直しをする必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること 1-3 企業年金等の健全な育成を図ること 1-4 企業年金等の適正な運営を図ること
	政策の達成目標	国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていく。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置を要望
	同上の期間中の達成目標	国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を促進するため、企業年金制度等について普及・拡大を促進するとともに、国民の老後の所得保障策の充実を図っていく。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	企業年金等が普及・拡大することにより、国民の老後の所得保障の充実が促進され、老後における生活の安定が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税について、同様の要望を提出している。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(該当なし)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	(該当なし)
	要望の措置の妥当性	企業年金等の普及・拡大することにより、国民の老後の所得保障の充実が促進され、老後における生活の安定が図られる。

税負担軽減措置等の適用実績	(新規要望)
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	(新規要望)
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	(新規要望)
前回要望時の達成目標	(新規要望)
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	(新規要望)
これまでの要望経緯	<p>過去三年間の企業年金等に係る税制改正要望は以下の通り。</p> <p>(平成 24 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続 ・ 確定給付企業年金の損金算入の対象となる掛金の範囲の拡大 <p>(平成 25 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金基金制度等の見直しに伴う所要の措置 <p>(平成 26 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ ・ 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃 ・ 確定拠出年金の中途脱退要件の緩和
ページ	21-3